

1 税金の種類

地方税

※地方税と国税、直接税と間接税、普通税と目的税の考え方は次頁「◆税金の区分」参照

特別区税
(世田谷区の税金)

特別区民税(個人)

その年の1月1日に世田谷区に住んでいる住民に課税され、地域サービスに係る費用の共同負担という性格をもっています。(世田谷区に住んでいなくても、区内に事務所・事業所または家屋敷がある方は課税されます。)

軽自動車税
(環境性能割・種別割)

環境性能割… 三輪以上の軽自動車を新車、中古車を問わず取得した人に課税されるもので、課税標準である取得価額に対し、環境性能に応じた税率(0~2%)を乗じて算出します。

なお、賦課徴収は当分の間、東京都が行うことになっています。

種別割… その年の4月1日現在に世田谷区を定置場とする原動機付自転車(バイク)や軽自動車を所有することによって課税されます。

特別区たばこ税

区内で販売されるたばこの消費に対して課税され、価格の中に含まれています。

入湯税

区内の鉱泉浴場の入湯客に課税されます。

都 税

普通 税										目 的 税						
都民税(法人)	都民税(個人)	事業税(個人・法人)	地方消費税	不動産取得税	都たばこ税	ゴルフ場利用税	自動車税(環境性能割)	自動車税(種別割)	軽油引取税	鉱区税	固定資産税	特別土地保有税	狩猟税	事業所税	都市計画税	宿泊税(法定外目的税)
都民税相当分	特別区民税相当分															

は市町村では、市町村税として課税しますが、東京23区では都税として課税しています。東京23区では、特別区民税(個人)と都民税(個人)を合わせて「住民税」といいます。

国 税

直接税

復興特別所得税	所得税	法人税	地方法人税	特別法人事業税	相続税	贈与税
---------	-----	-----	-------	---------	-----	-----

間接税など

消費税	酒税	国たばこ税	たばこ特別税	揮発油税	地方揮発油税	航空機燃料税	石油ガス税	石油石炭税	自動車重量税	印紙税	登録免許税	電源開発促進税	とん税	特別とん税	関税	国際観光旅客税
-----	----	-------	--------	------	--------	--------	-------	-------	--------	-----	-------	---------	-----	-------	----	---------

復興特別所得 東日本大震災からの復興のため、特別措置法が施行され、復興特別所得税が創設されました。

- ・平成25年から令和19年までの各年分
- ・復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

※基準所得税額は、所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額です。

※詳細は、管轄の税務署(80頁参照)にお問い合わせください。

◆税金の区分

税金は主に、次のように分けることができます。

地方税	地方自治体に納める税金
国 税	国に納める税金
直接税	税金を負担する人が納税義務者である税金
間接税	税金を負担する人と納税義務者が別である税金
普通税	一般的な財源にあてられる税金
目的税	特定の目的にあてられる税金

◆住民税と所得税の違い

個人の所得に対して、**住民税と所得税**の2種類の税金がかかります。ここでは住民税と所得税の違いを表にしてみました。

	住民税	所得税				
対象所得	前年所得 前年の所得に対して課税されます。	現年所得 その年の所得に対して課税されます。				
課税方法	賦課課税 特別区民税・都民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて世田谷区が税額を計算し課税します。	申告納税 納税者が、1年間の所得とその所得に対する税額を計算し、申告して源泉徴収された税額等との過不足を精算します。 (確定申告) また、給与所得者の場合には、その支払者が支払時に税額を徴収し、年末に精算します。(源泉徴収と年末調整)				
納税方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 6月・8月・10月・翌年1月の4回で納付します。 ・給与特別徴収 6月から翌年5月までの給与から毎月差引かれ、勤務先(会社)などが納入します。 ・年金特別徴収 公的年金の支給額から差引かれ、年金支払者が納入します。 	所得の種類によってはその支払いを受ける際にその金額に応じて源泉徴収され、その後、年末調整もしくは確定申告して精算します。				
均等割	<p style="text-align: center;">有</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別区民税</td> <td style="padding: 2px;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">都 民 税</td> <td style="padding: 2px;">1,500円</td> </tr> </table> <p>・均等割の特例期間における税率(9頁参照)</p>	特別区民税	3,500円	都 民 税	1,500円	無
特別区民税	3,500円					
都 民 税	1,500円					
非課税制度	有	—				
申告書	特別区民税・都民税申告書	確定申告書				

※住民税にも一部例外的に、現年度課税となるものがあります。
 ※所得税および確定申告の詳細については、80頁をご参照ください。

住民税と所得税の所得控除額の違い

所得控除の種類		参照頁	住民税	所得税	住民税と所得税の人的控除額の差
人的控除	基礎控除(限度額)	37頁	43万円	48万円	5万円
	配偶者控除(限度額)	34頁	33万円	38万円	5万円 ^(※1)
	老人配偶者控除(70歳以上)(限度額)		38万円	48万円	10万円 ^(※1)
	配偶者特別控除(限度額)	34頁	33万円	38万円	5万円 ^(※1)
	扶養控除 一般(16歳以上)	35頁	33万円	38万円	5万円
	扶養控除 特定(19~22歳)		45万円	63万円	18万円
	扶養控除 老人(70歳以上)		38万円	48万円	10万円
	扶養控除 同居の老親等		45万円	58万円	13万円
	障害者控除 普通障害者	36頁	26万円	27万円	1万円
	障害者控除 特別障害者		30万円	40万円	10万円
	障害者控除 同居特別障害者		53万円	75万円	22万円
	寡婦控除	37頁	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	30万円		35万円	5万円 ^(※2)	
勤労学生控除	37頁	26万円	27万円	1万円	
物的控除	生命保険料控除(限度額)	32頁	7万円	10万円	/
	<旧契約>一般分		3万5千円	5万円	
	<旧契約>個人年金分		3万5千円	5万円	
	生命保険料控除(限度額)	32頁	7万円	12万円	
	<新契約>一般分		2万8千円	4万円	
	<新契約>個人年金分		2万8千円	4万円	
	<新契約>介護医療分		2万8千円	4万円	
地震保険料控除(限度額)	33頁	2万5千円	5万円		
地震保険料分		2万5千円	5万円		
旧長期分		1万円	1万5千円		

※1 調整控除の計算における配偶者控除及び配偶者特別控除の人的控除の差は以下のとおり。

○配偶者控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	人的控除差	
	一般	老人
900万円以下	5万円	10万円
900万円超950万円以下	4万円	6万円
950万円超1,000万円以下	2万円	3万円

○配偶者特別控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	人的控除差	
	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	配偶者の合計所得金額 50万円以上55万円未満
900万円以下	5万円	3万円
900万円超950万円以下	4万円	2万円
950万円超1,000万円以下	2万円	1万円

※2 調整控除の計算におけるひとり親控除の人的控除の差は以下のとおり
母：5万円 父：1万円

□住民税と所得税の所得控除額が同じもの

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

② 主な税の申告と納期

月	特別区税	都税・国税
4月	・年金特別徴収仮徴収	
5月	軽自動車税(種別割)納税通知書発付(5月11日) →納期限(5月31日) ・給与特別徴収税額通知書発付(5月17日)	・自動車税(種別割)
6月	・普通徴収、年金特別徴収納税通知書発付(6月9日) ・普通徴収第1期納期限(6月30日) ・年金特別徴収仮徴収	・固定資産税、都市計画税第1期
7月		・所得税予定納税第1期
8月	・普通徴収第2期納期限(8月31日) ・年金特別徴収仮徴収	・個人事業税第1期
9月		・固定資産税、都市計画税第2期
10月	・普通徴収第3期納期限(10月31日) ・年金特別徴収本徴収	
11月		・所得税予定納税第2期 ・個人事業税第2期
12月	・年金特別徴収本徴収	・固定資産税、都市計画税第3期
1月	・給与支払報告書提出期限(1月31日) ・普通徴収第4期納期限(1月31日)	・償却資産の申告 ・住宅用地の申告 ・認定長期優良住宅減額の申告
2月	・年金特別徴収本徴収 ・住民税(特別区民税・都民税個人分)の 申告(3月15日まで)	・固定資産税、都市計画税第4期 ・贈与税申告(2月1日～3月15日) ・所得税確定申告(2月16日～3月15日)
3月		

※給与特別徴収の場合は、勤務先(会社など)が6月から翌年5月までの12回、毎月の給与から差引いて、給与を支払った月の翌月10日までに区役所へ納入します。

※各納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

※申告期限が税務署・都税事務所・区役所の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日となります。

※年金特別徴収の仮徴収・本徴収については、18、19、20頁をご参照ください。